

葛飾区学校適正規模等に関する方針（案）

葛飾区学校適正規模等検討委員会

令和4年●月

はじめに

学校教育においては、児童・生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくことが重要であり、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望まれます。

葛飾区では、平成7年の東京都葛飾区立学校適正規模等審議会の答申「東京都葛飾区立学校の適正規模及び適正配置並びに学校施設のあり方の基本的な考え方について」において、適正な学校規模や標準的な児童・生徒数の考え方をまとめました。この考え方に基づき、学校規模の適正化を実施するため、平成8年から平成13年にかけて区立小学校6校の統合を行いました。

また、昭和30～50年代を中心に整備された学校施設の改築時期の到来を視野に入れて、平成19年に「未来を見据えた学校づくり検討委員会報告書」を取りまとめ、本報告書に示された考え方を踏まえ、中青戸小学校の改築に取り組みました。この取組の中から、学校施設の改築を進めていく上での課題を整理し、平成25年に「葛飾区立学校の改築に向けた指針」を、平成26年に「葛飾区立学校改築における標準的な施設規模の策定について」を取りまとめ、同年、改築候補校6校を選定しました。さらに、平成30年には改築候補校7校を選定するとともに、平成31年に「葛飾区学校施設長寿命化計画」を策定し、改築経費の平準化を含め、計画的な建て替えや大規模改修を進めています。

わが国の人口は減少を続け、出生者数は令和3年に6年連続で過去最少を更新しました。また、東京都の人口も令和3年に、26年ぶりに減少に転じました。近年、葛飾区立小・中学校の児童・生徒数は横ばいで推移してきましたが、令和3年に策定された「葛飾区基本計画」において、近い将来に人口が減少局面を迎え、年少人口も減少に転じる見通しが示されました。現在、すでに著しく児童・生徒数が減少している区立学校がある中、学校規模の適正化については、将来にわたって継続的に検討していかなければならない重要な課題です。

そこで、葛飾区学校適正規模等検討委員会は「葛飾区立学校の適正規模等に関する方針」の策定に当たり、子どもたちの教育環境の維持・向上を図り、学校の適正規模を維持するための取組内容について検討し、ここに提言を取りまとめました。

葛飾区教育委員会におかれましては、本提言を踏まえ、次代を担う子どもたちのために教育環境の維持・向上を目指し、より良い学校教育の実現に向けた施策を推進されることを強く期待します。

令和4年●月

葛飾区学校適正規模等検討委員会委員長 天笠 茂

目次

はじめに.....	2
第1章 方針の策定について.....	5
1 策定の目的	
2 方針の位置付け	
3 方針策定の背景	
(1) 国の動向	
(2) 葛飾区の将来人口	
4 検討の方向性	
第2章 小・中学校を取り巻く状況.....	9
1 学校規模の推移	
(1) 学校数と児童・生徒数	
(2) 小規模化の進行	
(3) 学校規模の状況	
(4) 児童・生徒数推計	
2 教育環境の変化	
(1) 35人学級の完全実施	
(2) 教科担任制の導入	
(3) 小学校英語教育の教科化	
(4) 中学校部活動指導の地域移行	
(5) ICT教育の推進	
3 学校施設の状況	
(1) 区立小・中学校の施設	
(2) 街づくりの進展	
第3章 葛飾区における学校適正規模等の考え方.....	23
1 小規模化による課題	
(1) 学級編成	
(2) 教育活動	
(3) 教職員配置	
2 大規模化による課題	
(1) 教育活動	
(2) 学校運営	

3 学校の適正規模

- (1) 小学校
- (2) 中学校
- (3) 平均児童・生徒数の考え方
- (4) 要検討基準

4 学校の適正配置

- (1) 配置状況
- (2) 学校基本数

第4章 学校適正規模を維持していくための取組..... 31

1 今後の取組

- (1) 小規模校
- (2) 大規模校

2 取組に当たっての留意点

- (1) 地域とともにある学校づくり
- (2) 通学路の安全確保
- (3) 通学距離

参考資料..... 34

- 1 葛飾区学校適正規模等検討委員会設置要綱
- 2 葛飾区学校適正規模等検討委員会委員名簿
- 3 葛飾区学校適正規模等検討委員会検討経過

第1章 方針の策定について

1 策定の目的

葛飾区では、子どもたちが知性、感性、品性や体力を育み、豊かな人間性と人格を兼ね備えた次代を担う人間となれるよう、「知・徳・体」の総合的な力である「人間力」の育成に向けた教育を推進しています。

このため、学校では単に教科等の知識や技能を習得するだけではなく、児童・生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けることが重要になります。そうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童・生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えられます。このようなことから、一定の学校規模を確保することが重要となります。

そこで、人口構造や義務教育に関する制度など社会状況の変化を視野に入れつつ、更なる教育環境の向上を図ることを目的として、「葛飾区学校適正規模等に関する方針」（以下「方針」という。）を策定します。

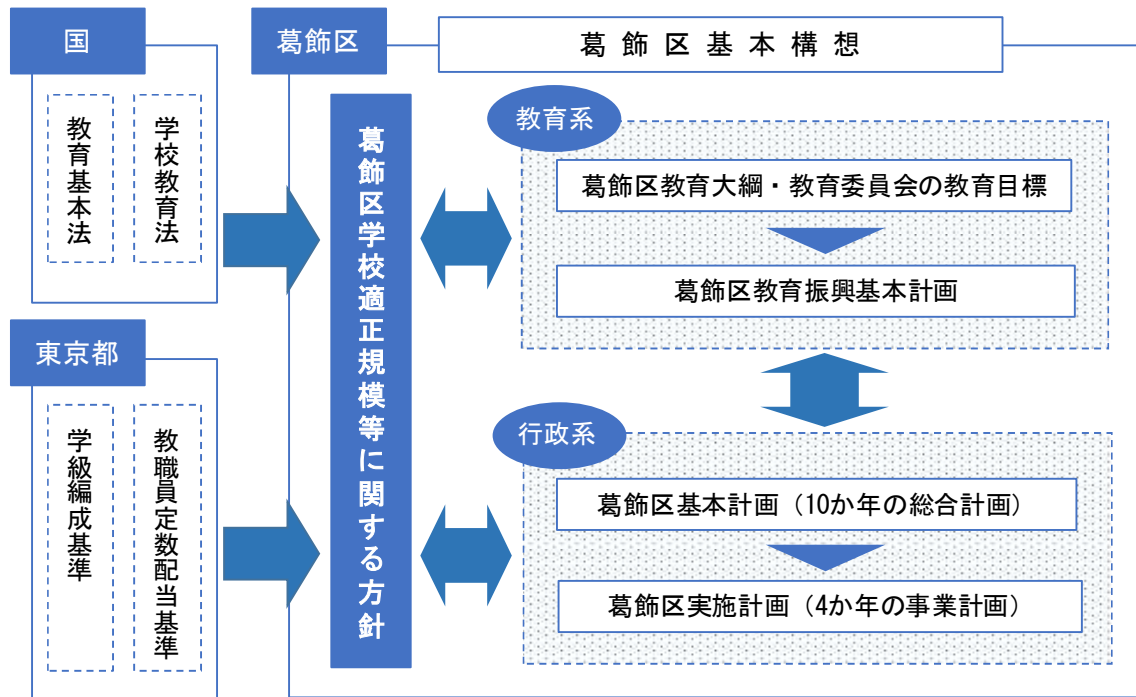
2 方針の位置付け

本方針は、「葛飾区基本構想」を踏まえ、教育の目標や理念、施策の根本となる指針である「葛飾区教育大綱」及び教育委員会の「教育目標」を実現するために、学校に求められる適正規模等を示す方針です。

方針の策定に当たっては、国及び東京都の各種法令・制度や、葛飾区における教育振興のための施策に関する基本的な計画である「葛飾区教育振興基本計画」との整合性を図ります。

また、葛飾区基本構想に基づく「葛飾区基本計画」や、葛飾区基本計画に基づく具体的な事業計画である「葛飾区実施計画」など、各種行政計画との連携を図ります。

図 1：方針の位置付けイメージ



3 方針策定の背景

(1) 国の動向

法令上、学校規模の標準は学級数により設定されており、小・中学校ともに「12学級以上 18学級以下」が標準とされています（学校教育法施行規則第 41 条及び第 79 条）。ただし、学校規模の標準は「地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない」という弾力的なものとなっています。

また、文部科学省は 25 学級以上の学校を大規模校、31 学級以上の学校を過大規模校とした上で、過大規模校については速やかにその解消を図るよう各自治体に促しています。

さらに、同省は中長期的に少子化の継続が見込まれること等を背景として、学校規模の適正化や学校の小規模化に伴う諸問題への対応に向けて、平成 27 年に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定しました。現在、全国の自治体には、地域の実情に応じて、教育的な視点から少子化に対応した活力ある学校づくりのための方策を主体的に検討することが求められています。

(2) 葛飾区の将来人口

近年、全国的に少子化による人口減少が進展しており、葛飾区においても将来的な人口減少が見込まれています。

葛飾区基本計画における将来人口推計によると、2025（令和7）年以降、人口総数は減少局面を迎え、徐々に人口減少が進む見通しであり、2060（令和42）年には約41.3万人と、2022（令和4）年比で約11%、約5万人の減少が推計されています。

また、年少人口（15歳未満）についても2025（令和7）年から減少局面に入り、2060（令和42）年には約4.3万人と、2022（令和4）年比で約18%、約0.9万人が減少すると推計されています。

図2：2060年までの葛飾区将来人口

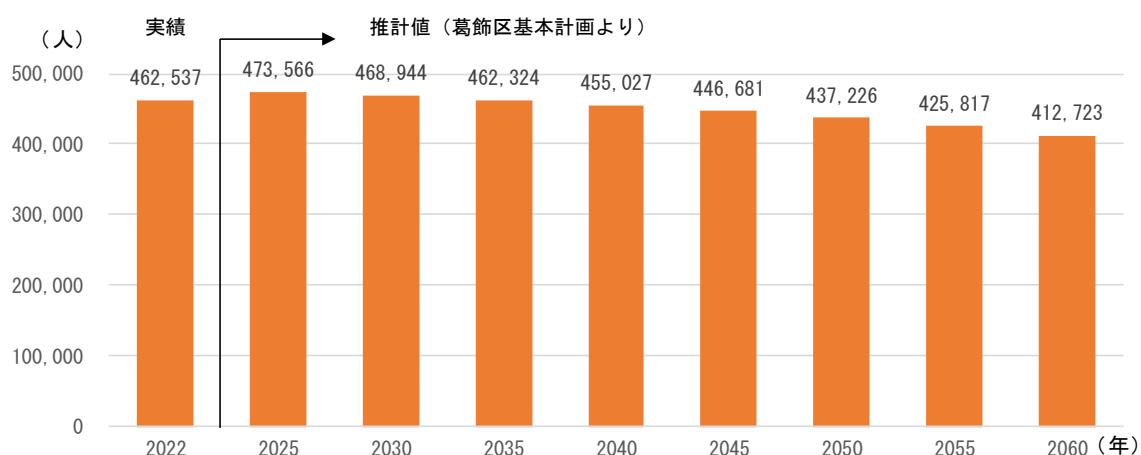
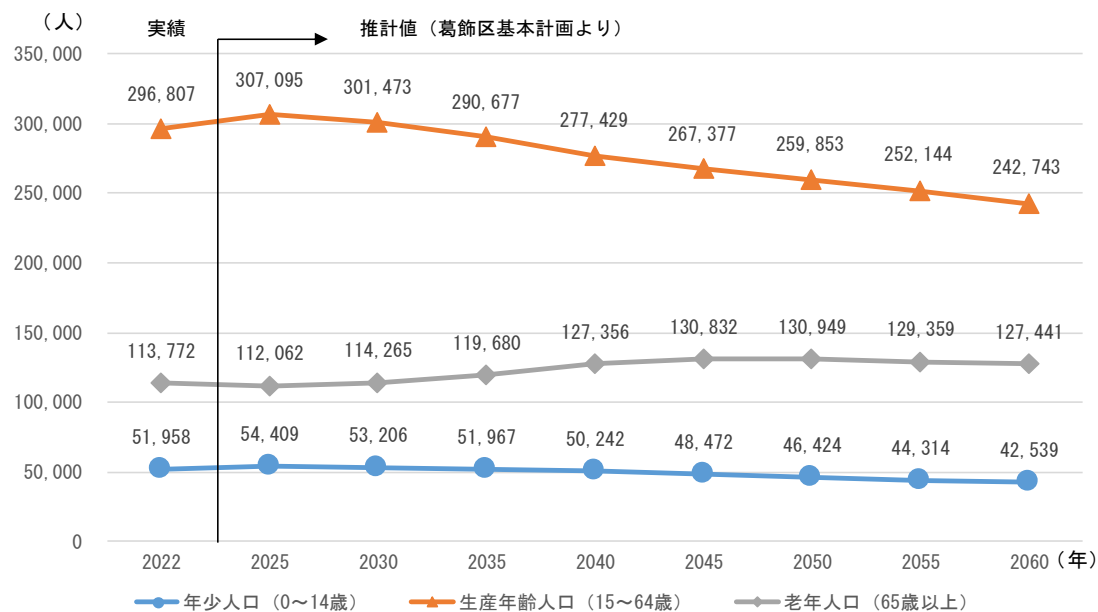


図3：年齢3区分別将来人口の推移



4 検討の方向性

将来的に区全体の人口が減少し、少子化が進む中で、子どもの社会性を養う場としての学校の役割は、極めて大きくなっています。

しかし、児童・生徒数の減少により過度に小規模となった学校では社会性の育成に制約が生じることや、学級数や教職員数が少なくなることにより教育指導上、多くの課題が生じることが懸念されます。

一方、再開発に伴う集合住宅の建設により、ファミリー世代や年少人口の急激な増加が想定される地域があります。児童・生徒の増加により大規模となる学校においても、教室数の不足といった施設上の問題のみならず、学校運営や教育活動の面で様々な課題が生じる可能性があります。

学校規模の適正化の検討は様々な要素が絡む困難な課題ですが、本方針においては子どもたちの教育環境の充実の観点を中心に、小・中学校を取り巻く状況を踏まえ、葛飾区における学校適正規模の考え方を整理した上で、適正規模を維持していくための取組を示していきます。

第2章 小・中学校を取り巻く状況

1 学校規模の推移

(1) 学校数と児童・生徒数

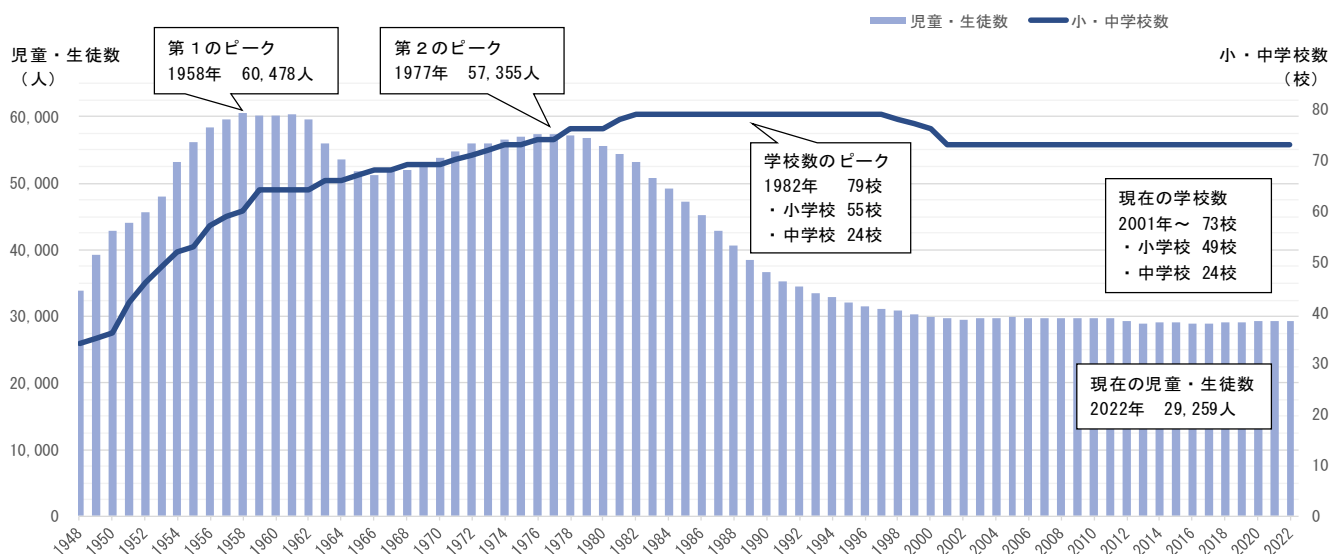
葛飾区では戦後の復興やベビーブーム、街づくりの進展を反映して増加する児童・生徒数にあわせて学校施設の整備が行われてきました。

児童・生徒数は1958（昭和33）年まで増加した後、一旦減少し、1977（昭和52）年に第2のピークを迎えました。しかし、この時期を境に減少が始まり、2000（平成12）年まで減少を示した後は、現在に至るまで横ばい傾向が続いています。

学校数は1982（昭和57）年に小学校55校・中学校24校まで整備した後、1996（平成8）年から2001（平成13）年にかけて小学校の統合を行った結果、小学校数は49校となり現在に至っています。

現在、児童・生徒数は29,259人と第2のピークと比較して約49%減少していますが、学校数はピーク時から約8%の減となっています。

図4：学校数と児童・生徒数の推移



(2) 小規模化の進行

第2のピークの時点における1校当たりの平均学級数は、小・中学校ともに標準規模の範囲内とされる18学級をやや上回っていましたが、現在、区立小・中学校の小規模化が進行しています。

令和4年度における1校当たりの平均通常学級数は、小学校が14.2学級・中学校が10.8学級であり、小学校では1学年当たり2学級以上、中学校では1学年当たり3学級以上の規模となっており、第2のピークと比較して、4～5割程度の減

少が見られます。

今後、少子化の進展に伴い、より一層、小規模化が進んでいく可能性があります。

図5：学校規模の比較

【小学校】

	学校数	学級数	児童数	1校当たり平均	
				学級数	児童数
1977(昭和52)年 第2のピーク	52	1,052	40,022	20.2	770
2022(令和4)年 現在	49	697	20,225	14.2	413

【中学校】

	学校数	学級数	生徒数	1校当たり平均	
				学級数	生徒数
1977(昭和52)年 第2のピーク	22	432	17,212	19.6	782
2022(令和4)年 現在	24	258	8,597	10.8	358

※各年度5月1日時点の通常学級（普通学級）における学級数・児童生徒数

(3) 学校規模の状況

令和4年度において、小・中学校ともに標準規模の範囲内に概ね収まっていますが、一部の学校において学校規模の偏りが見られます。

小学校では全ての学年で通常学級が1つしかない単学級校が2校、いずれかの学年で通常学級が1つしかない小規模校が5校あります。今後、児童数の減少が続くと単学級はもとより複式学級（注）での学級編成となる可能性もあり、児童数の推移を注視していく必要があります。

また、中学校には単学級校はありませんが、全ての学年が2学級で構成されている小規模校が4校あります。

一方で、1校当たりの通常学級数が18を超える小学校は6校あります。これらの小学校の中には、児童数が700人を上回る学校もあり、小規模校と600人以上の差があります。中学校では18学級を超える学校はありませんが、生徒数は400人以上の差が生じています。

こうした令和4年の現状を起点として、10年後となる令和14年における各小・中学校の学級数、児童・生徒数の将来推計を行いました。多くの学校で、学級数、児童・生徒数の減少傾向が見込まれており、引き続き児童・生徒数の動向について注視していく必要があります。

（注）複式学級とは第二学年から第五学年のうち、連続する2つの学年がそれぞれ5人以下の場合、2学年を1学級とするもの

図6：小学校 学級数・児童数推計

No.	学校名	令和4年 (2022年)		令和14年 (2032年)	
		学級数	児童数	学級数	児童数
1	本田小学校	12	358	17	472
	再開発影響人数(再掲)	—	0	—	214
2	葛飾小学校	12	307	12	318
3	梅田小学校	13	419	16	434
	再開発影響人数(再掲)	—	0	—	133
4	渋江小学校	11	288	12	234
5	南綾瀬小学校	6	171	6	127
6	上千葉小学校	23	707	18	533
7	堀切小学校	12	315	7	199
8	奥戸小学校	12	337	12	390
9	上平井小学校	12	307	12	241
10	二上小学校	17	527	12	395
11	小松南小学校	16	467	18	565
	再開発影響人数(再掲)	—	0	—	80
12	高砂小学校	16	447	12	282
13	新宿小学校	11	286	12	259
14	住吉小学校	16	476	18	492
15	亀青小学校	15	443	12	343
16	道上小学校	18	606	18	562
17	金町小学校	12	360	12	389
18	末広小学校	12	388	12	294
19	柴又小学校	12	326	12	313
20	鎌倉小学校	12	344	12	277
21	水元小学校	18	575	12	407
22	こすげ小学校	12	320	12	306
23	半田小学校	19	586	17	443
24	宝木塚小学校	13	410	12	349
25	青戸小学校	23	722	12	413

No.	学校名	令和4年 (2022年)		令和14年 (2032年)	
		学級数	児童数	学級数	児童数
26	清和小学校	10	282	12	229
27	木根川小学校	6	81	6	36
28	中之台小学校	14	376	13	389
29	綾南小学校	13	386	12	361
30	川端小学校	13	390	12	277
31	北野小学校	17	469	12	246
32	白鳥小学校	16	456	12	307
33	松上小学校	18	515	18	538
34	西小菅小学校	10	264	12	276
35	柴原小学校	12	303	12	295
36	中青戸小学校	19	571	21	634
37	南奥戸小学校	13	417	12	277
38	東綾瀬小学校	12	283	7	187
39	原田小学校	15	435	12	259
40	東柴又小学校	12	311	12	241
41	飯塚小学校	13	418	6	139
42	西亀有小学校	17	490	13	413
43	花の木小学校	20	613	12	348
44	上小松小学校	18	566	18	437
45	幸田小学校	20	570	12	343
46	細田小学校	16	475	18	532
47	東金町小学校	15	435	29	881
	再開発影響人数(再掲)	—	0	—	124
48	東水元小学校	11	304	11	222
49	よつぎ小学校	12	323	12	318
総計		697	20,225	643	17,222
再開発影響人数(再掲)		—	0	—	551

※推計の考え方

児童数を現行の通学区域に基づいて、以下のとおり推計した。

- ①通学区域別の住民基本台帳登録者数(令和4年8月1日時点)を基礎人数とし、基本計画における年少人口推計の減少率を参考に、今後の児童数を見込んだ。
- ②教育人口等推計報告書(東京都教育委員会)に基づき、再開発事業(金町・立石・新小岩地域)に伴う児童数の増を見込んだ。
- ③各学校別の就学率(令和2～4年実績の3年平均値)により、児童数を見込んだ。

図7：中学校 学級数・生徒数推計

No.	学校名	令和4年 (2022年)		令和14年 (2032年)	
		学級数	生徒数	学級数	生徒数
1	本田中学校	11	356	10	332
	再開発影響人数(再掲)	—	0	—	48
2	金町中学校	16	546	19	645
	再開発影響人数(再掲)	—	0	—	27
3	水元中学校	10	314	8	251
4	新宿中学校	12	415	12	437
5	奥戸中学校	13	422	13	463
6	綾瀬中学校	6	204	8	261
7	上平井中学校	13	461	11	358
8	中川中学校	6	176	4	108
9	桜道中学校	12	404	12	378
10	堀切中学校	8	262	8	245
11	双葉中学校	6	194	6	173
12	大道中学校	12	399	9	277
13	四ツ木中学校	6	179	6	135

No.	学校名	令和4年 (2022年)		令和14年 (2032年)	
		学級数	生徒数	学級数	生徒数
14	小松中学校	9	328	10	324
	再開発影響人数(再掲)	—	0	—	18
15	亀有中学校	11	388	9	308
16	立石中学校	12	384	12	404
	再開発影響人数(再掲)	—	0	—	29
17	常盤中学校	13	476	12	399
18	一之台中学校	9	257	9	305
19	青戸中学校	13	457	14	446
20	青葉中学校	14	457	10	344
21	高砂中学校	7	243	7	241
22	東金町中学校	11	340	9	296
23	葛美中学校	17	579	12	425
24	新小岩中学校	11	356	10	327
総計		258	8,597	240	7,882
再開発影響人数(再掲)		—	0	—	122

※推計の考え方

生徒数を現行の通学区域に基づいて、以下のとおり推計した。

- ①通学区域別の住民基本台帳登録者数(令和4年8月1日時点)を基礎人数とし、基本計画における年少人口推計の減少率を参考に、今後の生徒数を見込んだ。
- ②教育人口等推計報告書(東京都教育委員会)に基づき、再開発事業(金町・立石・新小岩地域)に伴う生徒数の増を見込んだ。
- ③各学校別の就学率(令和2～4年実績の3年平均値)により、生徒数を見込んだ。

図8：学校別の学級数

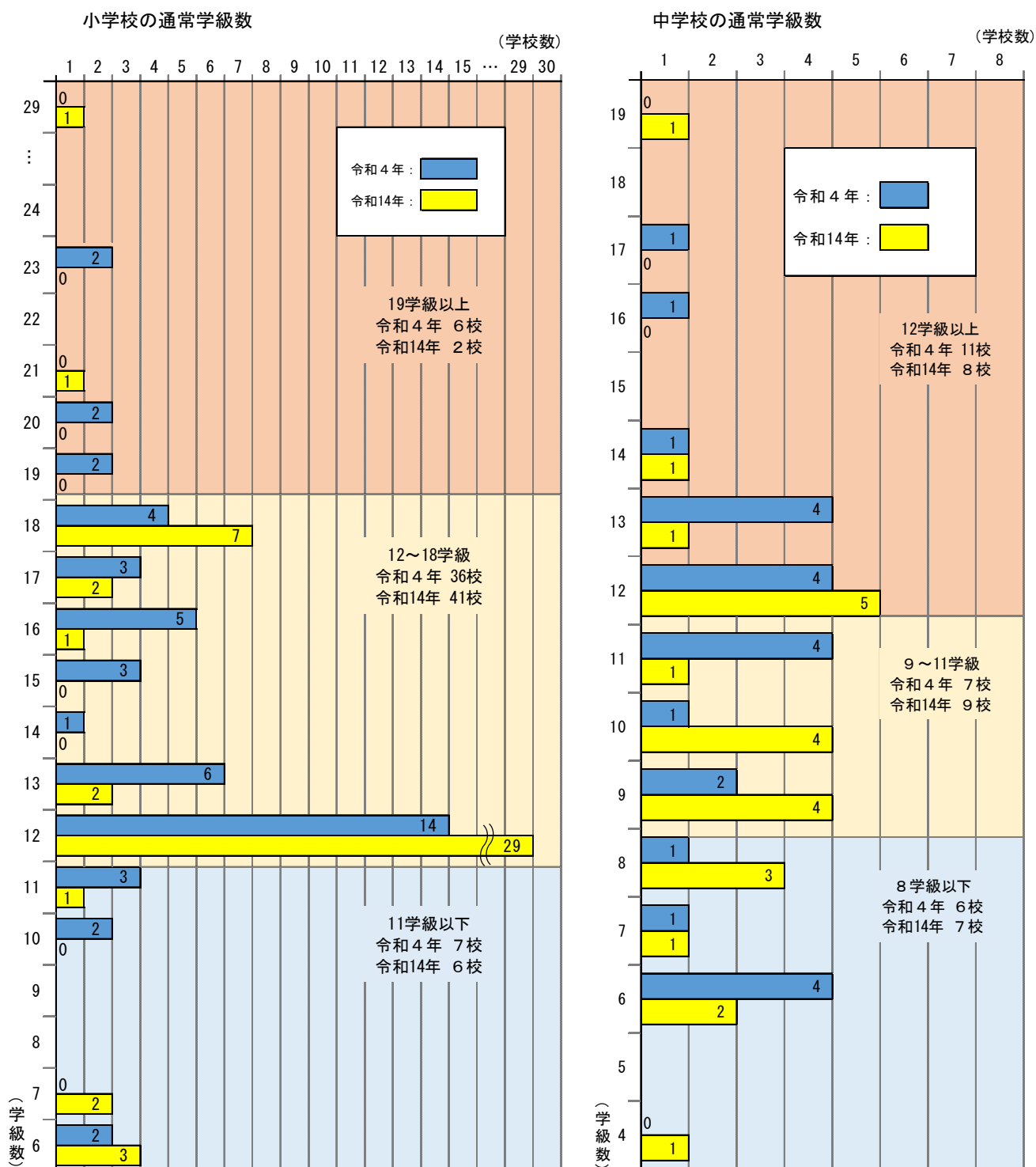
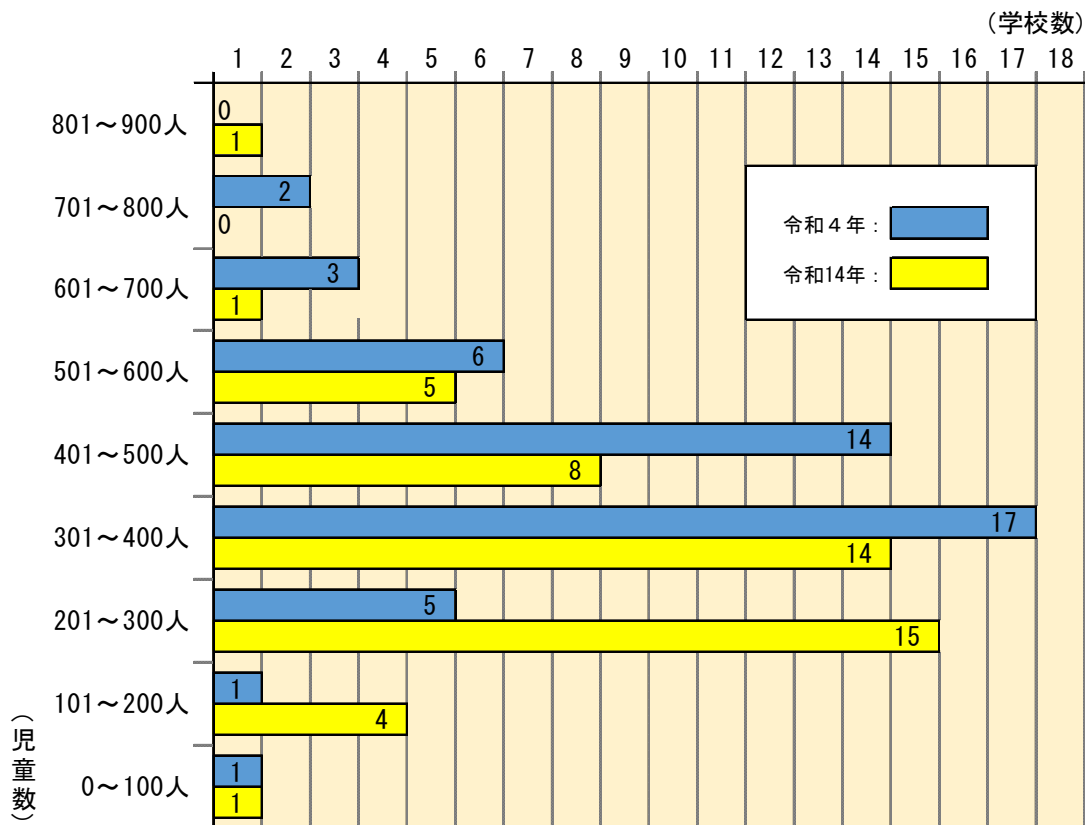


図9：学校別の児童・生徒数

小学校の児童数



中学校の生徒数

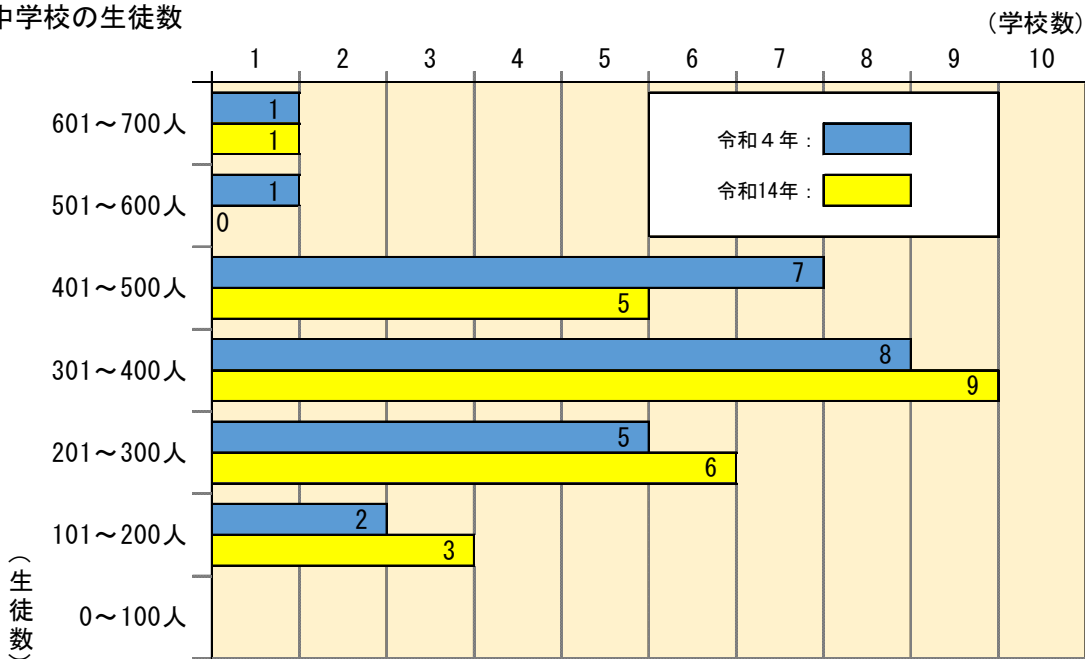


図 10：葛飾区立小・中学校の配置図（令和 4 年現在）

	学級数	表示	凡例
小学校	11学級以下	●	○ 学校名 学級数・児童数
	12-18学級	●	
	19学級以上	●	
中学校	8学級以下	■	□ 学校名 学級数・生徒数
	9-11学級	■	
	12-18学級	■	
	19学級以上	■	

※学級数、児童・生徒数は令和 4 年 5 月 1 日現在

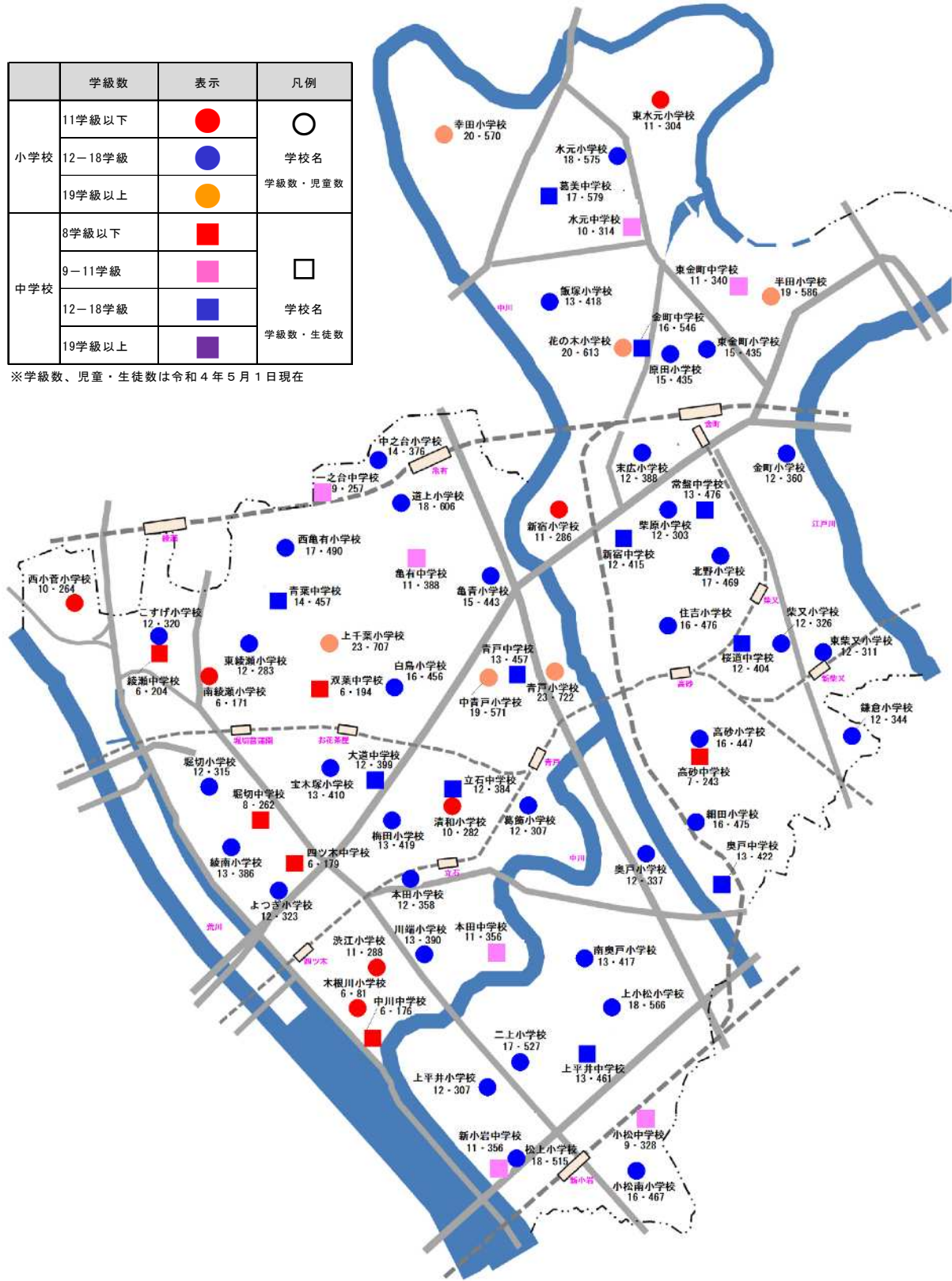
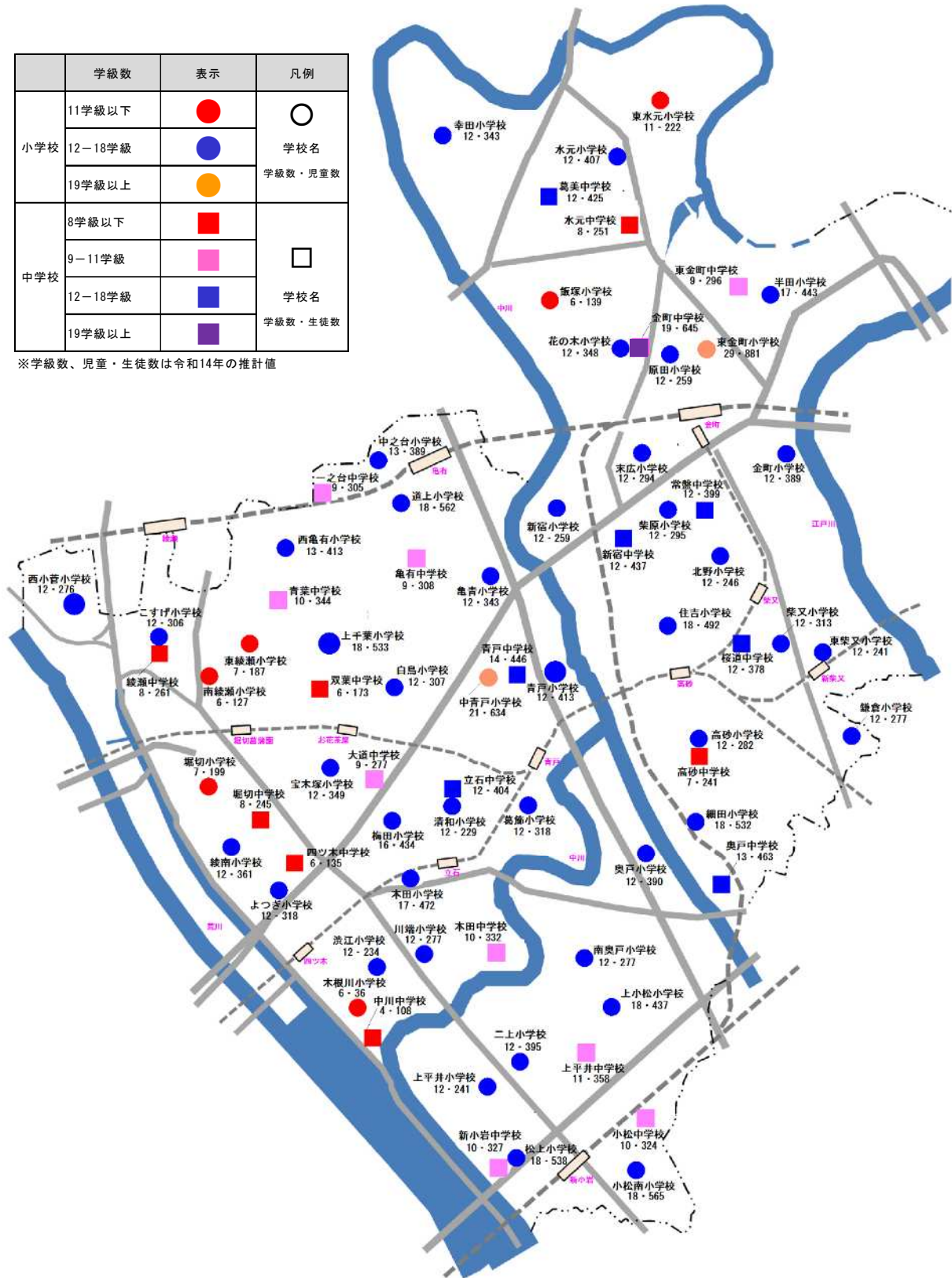


図 11：葛飾区立小・中学校の配置図（令和 14 年推計）

	学級数	表示	凡例
小学校	11学級以下	●	○ 学校名 学級数・児童数
	12-18学級	●	
	19学級以上	●	
中学校	8学級以下	■	□ 学校名 学級数・生徒数
	9-11学級	■	
	12-18学級	■	
	19学級以上	■	

※学級数、児童・生徒数は令和14年の推計値



2 教育環境の変化

近年、義務教育課程に求められる教育内容は多岐に渡っており、様々な制度改正が行われてきました。こうした時代の流れに対応していくためにも、小学校と中学校それぞれの学校教育環境の充実を図っていく必要があります。

(1) 35人学級の完全実施

従来、小学校では第1学年は35人、第2～6学年は40人を学級編成の標準とすることとされていました。

令和3年4月、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」（以下「義務標準法」という。）が改正され、個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けて、小学校の学級編成の標準が5年間かけて40人から35人に引き下げられることとなりました。

学級編成の標準を計画的に一律に引き下げるのは昭和55年以来、約40年ぶりのことであり、これにより令和7年度に小学校の全ての学年で35人学級が導入されます。

中学校における学級編成の標準は義務標準法により40人とされていますが、東京都教育委員会の定める学級編成基準により、第1学年については基準（40人）により算定した学級の平均生徒数が35人を超える場合、1学級の生徒数の上限を35人として学級を編成することができます。これにより、葛飾区の中学校の第1学年では35人学級が実現されています。

小・中学校ともに学級数に応じて教職員の定数が定められているため、学級編成は学校運営や教科指導に大きな影響を与えます。また、学校施設において確保すべき普通教室数にも影響することから、学級編成を考慮した上で適正な学校規模を検討していく必要があります。

図12：35人学級の導入スケジュール

年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

(2) 教科担任制の導入

令和4年4月から、小学校5・6年の教科担任制の導入に向けた取組が学校の実態に応じて始まりました。教科指導の専門性をもった教職員によるきめ細やかな指導と中学校の学びに繋がる系統的な指導の充実を図る観点から、外国語、理科、算数及び体育について優先的に専科指導の対象とすることとされています。

国の調査結果によると、授業の質の向上に加えて、教科担任に慣れることにより「中1ギャップ」を解消し、小中の円滑な接続が期待できることや、複数の教職員が関わることで、児童が担任以外にも相談できるようになること、そして多面的な児童理解が進むこと、さらに、教職員の負担軽減といった効果が確認されています。

国は専科指導の充実を図るため、対象教科に係る専科指導の取組・定着状況の効果を検証し、教職員の定数措置を講じることとしており、今後の動向を注視していく必要があります。

しかしながら、小学校の教職員配置数が少ないと教科担任制の運用が硬直化し、授業の質の向上や教職員の負担軽減など、十分な効果が得られないことも考えられます。今後、教科担任制を小学校で充実していくためには、一定の学校規模のもと、各学年に複数の教職員が配置されることが重要です。

図 13：学級数に応じた教科担任制運用イメージ

【参考例】各学年3クラスの場合

学 級	5年1組		5年2組		5年3組	
学級担任	担任A (国)		担任B (算)		担任C (理)	
	授業科目	教員	授業科目	教員	授業科目	教員
1時間目	算	B	理	C	社	D
2時間目	理	C	社	D	英	E
3時間目	社	D	英	E	音	F
4時間目	英	E	音	F	国	A
5時間目	音	F	国	A	算	B
6時間目	国	A	算	B	理	C

学 級	6年1組		6年2組		6年3組	
学級担任	担任D (社)		担任E (英)		担任F (音)	
	授業科目	教員	授業科目	教員	授業科目	教員
1時間目	英	E	音	F	国	A
2時間目	音	F	国	A	算	B
3時間目	国	A	算	B	理	C
4時間目	算	B	理	C	社	D
5時間目	理	C	社	D	英	E
6時間目	社	D	英	E	音	F

【参考例】各学年2クラスの場合

学 級	5年1組		5年2組	
学級担任	担任A (国)		担任B (算)	
	授業科目	教員	授業科目	教員
1時間目	算	B	理	B
2時間目	理	A	社	D
3時間目	社	D	英	E
4時間目	英	E	音	B
5時間目	音	A	国	A
6時間目	国	A	算	B

学 級	6年1組		6年2組	
学級担任	担任D (社)		担任E (英)	
	授業科目	教員	授業科目	教員
1時間目	英	E	音	E
2時間目	音	D	国	A
3時間目	国	A	算	B
4時間目	算	B	理	E
5時間目	理	D	社	D
6時間目	社	D	英	E

【参考例】各学年1クラスの場合

学 級	5年1組	
学級担任	担任A (国)	
	授業科目	教員
1時間目	算	A
2時間目	理	A
3時間目	社	D
4時間目	英	A
5時間目	音	A
6時間目	国	A

学 級	6年1組	
学級担任	担任D (社)	
	授業科目	教員
1時間目	英	D
2時間目	音	D
3時間目	国	A
4時間目	算	D
5時間目	理	D
6時間目	社	D

※ () は教科担任科目

(3) 小学校英語教育の教科化

グローバル化が急速に進展する中で、外国語によるコミュニケーション能力は生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定されることから、外国語による聞くこと、話すことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育成することを目指し、小学校高学年において、外国語科（英語）が教科化されました。3・4年生は外国語活動として標準授業時数週当たり1単位時間・年間30時間、5・6年生は外国語科として標準授業時数週当たり2単位時間・年間70時間実施しています。

前項の教科担任制と同様に、こうした専科指導も各学年に複数の学級が存在することにより教職員の分担がしやすくなります。

(4) 中学校部活動指導の地域移行

国は、現在教職員が行っている中学校の部活動指導について、教職員から地域のスポーツ団体や文化芸術団体等に移行する方向で検討を進めており、まずは、休日の部活動について、令和5年度から3年間をかけて段階的に進めていくこととしています。

葛飾区においても、今後、地域移行に向けた推進計画を策定する予定ですが、運動部活動や文化部活動を希望するすべての生徒が、参加しやすい部活動となるように検討を進めていきます。

(5) ICT教育の推進

文部科学省が打ち出した「GIGAスクール構想」に基づき、葛飾区においても「かつしかのGIGAスクール」として、主体的・対話的で深い学びの推進を図っています。1人1台配備されたタブレット端末をフル活用し、教職員中心（インプット中心）の授業から児童・生徒中心（アウトプット中心）への授業観の変革を図るとともに、協働学習や授業のオンライン配信等に取り組んでいます。

今後も、子どもたち一人一人の資質・能力を一層確実に育成できるICT教育の実現に向けた取組を推進していきます。

3 学校施設の状況

(1) 区立小・中学校の施設

葛飾区の小・中学校の多くは、昭和30～50年代に、人口の急増を受けて集中的に整備されました。そのため、小学校の約8割、中学校の約6割が建築から50年以上経過するなど、全体的に施設の老朽化が進んでいます。

葛飾区では平成26年度に1校の改築を行うとともに、早期に改築・改修をする学校を6校選定し、平成30年度には新たに7校の改築校を選定し、改築・改修を進めてきました。

今後も多くの学校施設が建て替えの時期を迎える中、学校施設の改築や改修には多額の費用がかかり、短期間に全てを行うことはできないことから、適正規模を考慮しつつ計画的な建て替えを進める必要があります。

また、小・中学校は教育のための施設であるだけでなく、防災、学童保育、地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っていることから、改築の際には地域の方々の意見を取り入れるなど、地域と連携していくことも重要です。

図14：区立小・中学校の建設年次一覧

小学校		年次		中学校	
	本田小	昭和32年	1957		
		昭和33年	1958		
	原田小	昭和34年	1959		
		昭和35年	1960	桜道中	四ツ木中
		昭和36年	1961		
		昭和37年	1962	双葉中	
	よつぎ小	昭和38年	1963		
	飯塚小	昭和39年	1964	亀有中	
	金町小	昭和40年	1965		
	南奥戸小	昭和41年	1966		
	東柴又小	昭和42年	1967	立石中	
	上平井小	昭和43年	1968	上平井中	
	小松南小	昭和44年	1969	水元中	
	柴又小	昭和45年	1970	新宿中	堀切中
	道上小	昭和46年	1971	奥戸中	青戸中
	堀切小	昭和47年	1972	常盤中	一之台中
	奥戸小	昭和48年	1973	綾瀬中	大道中
	住吉小	昭和49年	1974		
	新宿小	昭和50年	1975	東金町中	
	清和小	昭和51年	1976	青葉中	
	葛飾小	昭和52年	1977	金町中	葛美中
	梅田小	昭和53年	1978		
	上千葉小	昭和54年	1979		
	北野小	昭和55年	1980		
	末広小	昭和56年	1981	新小岩中	
	上小松小	昭和57年	1982		
	柴原小	昭和58年	1983		
	幸田小	昭和59年	1984		
	細田小	昭和60年	1985		
	南綾瀬小	昭和60年	1985		
		平成25年	2013		
	中青戸小	平成26年	2014		
		平成27年	2015		
		平成28年	2016		
		平成29年	2017		
		平成30年	2018		
		令和元年	2019	小松中	
		令和2年	2020	本田中	
	東金町小	令和3	2021		
	西小菅小	令和4	2022		
	高砂小	令和5	2023	高砂中	

※ 令和4年以降は、新校舎の建設予定年次

(2) 街づくりの進展

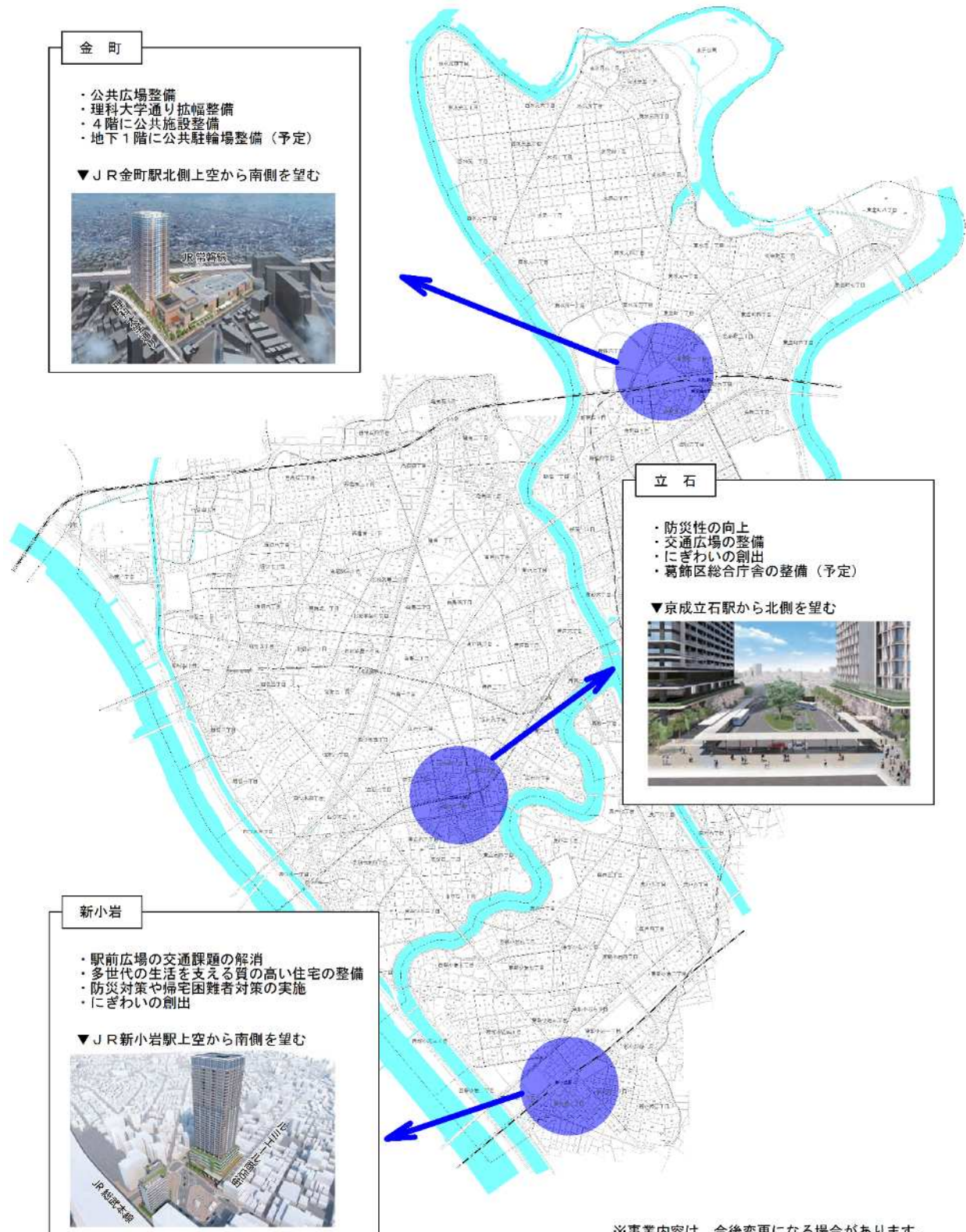
葛飾区では、利便性の高い駅周辺部において、区内外からより多くの人々が集い、憩える、個性あふれる魅力とにぎわいに満ちた街づくりを推進しています。

駅周辺で道路が狭く、老朽化した建物が密集した地区において、既存の建物を新しいビルに建て替えるとともに、道路や広場を整備するために現在、ＪＲ金町駅や京成立石駅、ＪＲ新小岩駅周辺で市街地再開発事業による街づくりが進められています。

これらの地域では、令和 10～12 年度頃に再開発ビルの竣工が予定されていますが、再開発ビル内の高層マンションへの転入による人口増加が見込まれます。こうした大規模マンションなどが建設されると、入居開始時点で通学区域となる区立小・中学校全学年において児童・生徒数の増が見込まれますが、一方で、その後 10 数年程度で児童・生徒数が減少に転じる傾向も見受けられます。

こうしたことから、特に再開発エリアにおいては急激な児童・生徒数の変動に対応することができるように、校舎の増改築などを視野に入れて学校の適正規模の確保に向けた取組を進める必要があります。そのためには、常に将来の児童・生徒数の状況を見据えながら、各学校の改築時期を含めて検討することが重要です。

図 15 : 市街地再開発事業の概要



※事業内容は、今後変更になる場合があります。

第3章 葛飾区における学校適正規模等の考え方

1 小規模化による課題

(1) 学級編成

ア 学級数や児童・生徒数が少ないと、児童・生徒を多様な意見や価値観に触れる機会や、新たな人間関係を構築する力を身に付ける機会が減少し、社会性やコミュニケーション能力が身に付きにくくなることが懸念されます。

イ 人間関係が固定化することにより、児童・生徒が息苦しさを感じ、いきいきと学校生活を送れなくなる場合があります。単学級の場合、クラス替えができないことから、更なる人間関係の硬直化が懸念されます。

ウ 学校生活において、児童・生徒の人間関係の課題が表面化することがあります。近年、毎年クラス替えをする学校が増加しており、クラス替えを行うことにより子どもたちの安心感に繋がっています。しかし、単学級の場合は人間関係に配慮した学級編成ができず、児童・生徒の意欲が低下する可能性があります。

エ 一定の学級数を確保することで、人間関係に課題がある児童・生徒同士をクラス替えで環境を変えることにより、効果的に指導を行うことができます。しかし、単学級においては状況が改善しにくく、問題行動が拡大した場合、クラス全体が大きく影響を受ける可能性があります。

(2) 教育活動

ア 運動会や文化祭などの全体行事において、児童・生徒同士が競い合い、切磋琢磨する場面が減少することにより、十分な教育効果が得られない可能性があります。

イ 学級の人数が少ないと体育科の球技やリレー、音楽科の合唱・合奏など集団学習の実施に制約が生じる可能性があります。

ウ ティーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導などの指導方法をとることが難しくなることにより、児童・生徒が多様な教育を受ける機会が減少する可能性があります。

エ 単学級で1学級当たりの児童・生徒数も少ない場合は、班活動やグループ分けに制約が生じることにより、協働的な学びの実現が困難となる可能性があります。

オ 日頃の交流関係に限られ、新たな人間関係を構築する力が身につけにくいことから、特に進学などの大きな環境変化に直面した際、大きな集団への適応に困難を来すことが懸念されます。

(3) 教職員配置

ア 1学年に複数の担任がいれば、経験年数、専門性等バランスの取れた教職員の配置が可能となり、お互いに相談し、力量のある教職員がリードすることにより、教

職員の指導技術をより充実することができます。

イ 単学級では担任の判断で学年経営を行うことになり、担任の力量に左右されるため、経験の浅い教職員は厳しい立場に置かれてしまうことがあります。

ウ 小学校では17学級あることで、教職員の追加配置が可能となります。

エ 中学校では教職員定数の基準上、12学級以上あれば正規教職員を全ての教科に配置することができます。

オ 中学校では7学級、12学級、15学級、16学級、18学級となった際に、教職員の配置が1人ずつ増加します。

図16：教職員配置例

【小学校】	学級数	校長	副校長	養護教諭	教諭	専科配置例		
						全科	専科	専科配置例
	6	1	1	1	8	(6)	(2)	音楽、図工等
	7	1	1	1	9	(7)		
	8	1	1	1	10	(8)		
	9	1	1	1	11	(9)		
	10	1	1	1	12	(10)		
	11	1	1	1	13	(11)		
	12	1	1	1	14	(12)		
	13	1	1	1	15	(13)		
	14	1	1	1	16	(14)		
	15	1	1	1	17	(15)		
	16	1	1	1	18	(16)		
	17	1	1	1	20	(17)	(3)	音楽、図工、家庭科等
	18	1	1	1	21	(18)		
	19	1	1	1	22	(19)		
	20	1	1	1	23	(20)		
	21	1	1	1	24	(21)		
	22	1	1	1	25	(22)		
	23	1	1	1	26	(23)		
	24	1	1	1	27	(24)		

【中学校】	学級数	校長	副校長	養護教諭	教諭	担任以外	
						学級担任	担任以外
	6	1	1	1	10	(6)	(4)
	7	1	1	1	12	(7)	(5)
	8	1	1	1	13	(8)	
	9	1	1	1	14	(9)	
	10	1	1	1	15	(10)	
	11	1	1	1	16	(11)	(6)
	12	1	1	1	18	(12)	
	13	1	1	1	19	(13)	
	14	1	1	1	20	(14)	(7)
	15	1	1	1	22	(15)	
	16	1	1	1	24	(16)	(8)
	17	1	1	1	25	(17)	
	18	1	1	1	27	(18)	(9)

※令和4年度小学校・中学校教職員定数配当基準表から作成

2 大規模化による課題

(1) 教育活動

ア 同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど、学年としてのまとまりが希薄化
する場合があります。

イ 運動会や発表会などの学校行事において、児童・生徒一人当たりの参加種目が制
限され、一人一人が活躍する機会が少なくなる場合があります。

ウ 教員集団として児童・生徒一人一人の個性や行動の把握、きめ細かな指導が困難
となり、個別最適な学びや協働的な学びの充実など、新しい教育方法に柔軟に対応
できない場合があります。

エ 数学や英語の少人数授業を実施するための教室不足や、理科の実験や家庭科の
実習など特別教室の利用に当たって、授業の割当てや調整が難しくなる場合があ
ります。

オ 全校児童・生徒が体育館に入り切れなくなることや、校庭の活動スペースが足り
なくなることにより、全校集会や卒業式など学校行事における一体的な集団活動
の効果が低下する場合があります。

(2) 学校運営

ア 1学年当たりの担任が多くなることにより、学年会において教職員が十分な共
通理解を図るために多くの時間を要するなど、組織運営の負担が大きくなる傾向
があります。

イ 修学旅行や遠足などで外部施設に行く際、人数制限により施設の利用や児童・
生徒の体験が限定されることにより、教育活動の展開に支障が生じる場合があ
ります。

ウ 学校行事や昼の休憩時間など多くの児童・生徒が活動する場面において、教職員
の目が行き届きにくいなど、校内の安全確保に課題が生じる場合があります。

エ 敷地面積が狭い学校は校舎の増築が困難であり、更なる児童・生徒数の増加に対
応できない場合があります。

3 学校の適正規模

次代を担う子どもたちが心豊かにたくましく成長できる教育環境の充実を第一に考え、学校の適正規模を検討する必要があります。

全ての児童・生徒がいきいきと学校生活を送り、集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けることができる教育環境を維持するためには、各学年に複数の学級を確保することが重要です。現行の教職員配置基準においては、学級数に応じて教職員が配置されることから、一定の学級数を確保することにより、経験年数や専門性等のバランスのとれた教職員配置を行い、学校全体の組織的な対応や、児童・生徒の多面的な評価が可能となります。

一方で、学級数が過度に多いと、十分な学校施設の整備が困難となるなど教育活動に支障をきたすことも懸念されます。

また、同じ学級数でも児童・生徒数の最小数と最大数では学校規模が大幅に異なり、最小数に近い児童・生徒数では年によって学級数の減少が生じる可能性もあることから、学級数のみならず児童・生徒数の観点からも適正規模を定めておく必要があります。

将来にわたり安定的に学校運営を行うことができるよう、**小・中学校の適正規模**を以下のとおりとします。

(1) 小学校

小学校の**適正規模**は、12 学級以上 18 学級以下とします。

ただし、将来人口が減少傾向にあり少子化が進む中、12 学級であっても年度により単学級が生じる可能性があることから、18 学級（各学年 3 学級）を望ましい規模とします。

また、児童数については、12 学級と 18 学級における最小児童数と最大児童数の平均である 318 人から 528 人の範囲を適正規模とします。

図 17：小学校の適正規模

学級数	各学年学級数	最小児童数	平均児童数	最大児童数
12 学級	2 学級	216 人	318 人	420 人
18 学級	3 学級	426 人	528 人	630 人

※全学年 35 人学級で算出

(2) 中学校

中学校の**適正規模**は、12 学級以上 18 学級以下とします。

ただし、各学年に複数の学級を確保する観点や、人口減少の中にあっても地域に

バランス良く学校を配置するため、9学級以上11学級以下についても許容範囲とします。

また、生徒数については、12学級と18学級における最小生徒数と最大生徒数の平均である403人から633人の範囲を適正規模とします。

図 18：中学校の適正規模

学級数	各学年学級数	最小生徒数	平均生徒数	最大生徒数
9学級	3学級	233人	288人	345人
12学級	4学級	348人	403人	460人
15学級	5学級	463人	518人	575人
18学級	6学級	578人	633人	690人

※現行制度（1年生は35人学級、2・3年生は40人学級）で算出

【参考】全学年35人学級で算出した場合（中学校の適正規模）

学級数	各学年学級数	最小生徒数	平均生徒数	最大生徒数
9学級	3学級	213人	264人	315人
12学級	4学級	318人	369人	420人
15学級	5学級	423人	474人	525人
18学級	6学級	528人	579人	630人

(3) 平均児童・生徒数の考え方

		学級人数	区分	1学級	2学級	3学級	4学級	5学級	6学級
小学校	35人学級 (全学年)	最小児童数	6	36	71	106	141	176	
		平均児童数	20	53	88	123	158	193	
		最大児童数	35	70	105	140	175	210	
中学校	35人学級 (1年)	最小生徒数	1	36	71	106	141	176	
		平均生徒数	18	53	88	123	158	193	
		最大生徒数	36	70	105	140	175	210	
	40人学級 (2・3年)	最小生徒数	1	41	81	121	161	201	
		平均生徒数	20	60	100	140	180	220	
		最大生徒数	40	80	120	160	200	240	

ア 小学校の平均児童数

小学校の学級数は令和7年には全学年35人学級となることから、全学年35人学級として算出しています。学級数は1学年の児童数により決まり、1学年当たり35人までは1学級、36人から70人までが2学級となります。2学級における最小児童数は216人（36人×6学年）、最大児童数は420人（70人×6学年）となります。本方針においては、その中間となる児童数（ $(36+70) \div 2 = 53$ 人）を平均

児童数 318 人（53 人×6 学年）としており、3 学級も同様の考え方となります。

イ 中学校の平均生徒数

中学校の学級数は、現行制度により 1 年生は 35 人学級、2・3 年生は 40 人学級として算出しています。学級数は 1 学年の生徒数により決まり、1 学年当たり 35[40] 人までは 1 学級、36[41] 人から 70[80] 人までが 2 学級となり、71[81] 人から 105[120] 人までが 3 学級となります。

3 学級における最小児童数は 233 人（71 人×1 学年+81 人×2 学年）、最大児童数は 345 人（105 人×1 学年+120 人×2 学年）となります。本方針においては、その中間となる生徒数（ $(71+105) \div 2 = 88$ 人、 $(81+120) \div 2 = 100$ 人）を平均生徒数 288 人（88 人×1 学年+100 人×2 学年）としており、4 学級以降も同様の考え方となります。

※[]内の数字は、40 人学級の場合の生徒数

(4) 要検討基準

将来推計により児童・生徒数を注視し、対応策を講じなければ、児童・生徒数が年々に減少し、適正規模から次第にかけ離れていくことが懸念されます。現在 2 学級の学年であっても児童・生徒数が、転出等で減少することにより、次年度から単学級となる可能性もあることから、学年ごとの児童・生徒数を注視していくことも重要です。

児童・生徒数の減少または増加による教育環境の悪化や教育課題の顕在化が不可避であると見込まれる場合には、時間的な余裕を持って検討を始めることが有用と考えられます。

そのため、適正規模の確保に向けた検討を開始するための基準（要検討基準）を設定します。

ア 学校規模の検証

① A 小学校の学級数・児童数

学年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
学級数	2 学級	2 学級	2 学級	2 学級	2 学級	2 学級	12 学級
ア:児童数	38人	40人	52人	60人	65人	68人	323人

② A 小学校における 1 学年当たりの平均児童数

	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
イ:平均児童数	53人	53人	53人	53人	53人	53人	318人

③ 分析結果

	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
アとイ比較	平均未満	平均未満	平均未満	平均以上	平均以上	平均以上	平均以上

例示として、A小学校において学年ごとの学級数・児童数を①のとおりとした場合、各学年2学級となっています。前述の1学年当たりの平均児童・生徒数の表に照らし合わせると、②のとおり平均児童数は53人となります。

①の児童数と②の平均児童数を比較した結果が③分析結果となります。

A小学校全体の学級数は12学級のため適正規模の範囲内であり、学校全体の児童数も平均児童数318人を超過する323人となっています。

しかしながら、児童数は年々減少傾向にあり1年生から3年生は平均児童数を下回っている状況が続いています。1年生は40人を下回っており、将来、単学級となる可能性もあることから、特に注視が必要です。

イ 要検討基準と対応策

学校全体の学級数、児童・生徒数が適正規模の範囲内であっても、各学年で小規模化や大規模化が進展してしまう可能性があります。分析する際には、学校全体の学級数、児童・生徒数に加えて、各学年の状況も分析し、児童・生徒数の傾向を把握することも必要です。

今後は、継続して児童・生徒数の将来推計を行うとともに、要検討基準に沿って、学校の適正規模に向けての取組を検討していくことが重要です。

図 19：要検討基準と対応策

	学級数	要検討基準	対応策
小学校	6学級以下	平均児童数（120人）未満	早急に適正規模に向けての取組に着手
		①平均児童数（120人）以上 かつ ②児童数の増加が見込まれない場合	適正規模に向けての取組に着手
	7～11学級	単学級が1年生を含め複数年連続している場合	適正規模に向けての取組を検討
		2学級の学年で平均児童数を下回る場合	児童数の推移を注視し、適正規模に向けての取組を検討
	12～18学級	2学級の学年で平均児童数を下回る場合	児童数の推移を注視
—		適正規模を維持	
19学級以上	①平均児童数を上回る場合 かつ ②現学校敷地での対応が困難な場合	適正規模に向けての取組を検討	
中学校	8学級以下	①平均生徒数を下回る場合 かつ ②単学級が生じる可能性がある場合	適正規模に向けての取組に着手
	9～11学級	平均生徒数を下回る場合	適正規模に向けての取組を検討
		生徒数の減少が見込まれる場合	生徒数の推移を注視
	12～18学級	—	適正規模を維持
19学級以上	①平均生徒数を上回る場合 かつ ②現学校敷地での対応が困難な場合	適正規模に向けての取組を検討	

4 学校の適正配置

(1) 配置状況

小・中学校における各学校間の直線距離、各通学区域内における最長直線距離について計測した結果、それぞれ以下のとおりとなっています。

ア 小学校

各小学校から隣接する小学校までの直線距離については、約 0.3 km から約 1.3 km 程度（49 校平均約 0.5 km）となっています。隣接する小学校まで約 0.5 km 未満の小学校は 49 校中 28 校あり、地域差もありますが、かなり近距離に小学校が設置されています。

また、各小学校の通学区域内における最長直線距離は、約 0.5 km から約 1.5 km 程度（49 校平均約 0.8 km）となっています。

イ 中学校

各中学校から隣接する中学校までの直線距離については、約 0.4 km から約 1.2 km 程度（24 校平均約 0.8 km）となっています。隣接する中学校まで約 0.5 km 未満の中学校は 24 校中 2 校しかなく、小学校に比べると近距離に設置されている中学校は少なくなっています。

また、各中学校の通学区域内における最長直線距離は、約 0.8 km から約 1.6 km 程度（24 校平均約 1.2 km）となっています。

(2) 学校基本数

区立小・中学校の児童・生徒数については、各地域のまちづくりの進展や、各学校により実情は異なり、一律に比較することは困難ですが、令和 4 年 5 月 1 日時点の通常学級の児童数・生徒数を適正規模とされる 12～18 学級の平均児童・生徒数で割り返すと、必要な学校数は以下のとおりとなります。

今後、児童・生徒数の減少が見込まれていることから、児童・生徒数の将来推計を継続的に行いながら、小・中学校の適正規模を実現するために適正配置を行っていく必要があります。

図 20：適正規模における学校数

	適正規模 (1 学年当たり学級数)	① 適正規模の平均人数	② 通常学級の児童・生徒数 (令和 4 年 5 月 1 日時点)	学校数 (②÷①)
小学校	12学級 (2 学級)	318 人	20,225 人	63.6 校
	18学級 (3 学級)	528 人	20,225 人	38.3 校
中学校	12学級 (4 学級)	403 人	8,597 人	21.3 校
	15学級 (5 学級)	518 人	8,597 人	16.6 校
	18学級 (6 学級)	633 人	8,597 人	13.6 校

第4章 学校適正規模を維持していくための取組

1 今後の取組

各学校の適正規模を確保し、維持していくためには街づくりの動向を注視し、児童・生徒数の推計を継続的に行いながら、要検討基準に沿って検討していくことが重要です。

将来的に学校の小規模化が進行すると見込まれる場合や、再開発などにより人口が増加し学校の大規模化が見込まれる場合は、児童・生徒数の推計を分析し、次のとおり対応を検討していく必要があります。

(1) 小規模校

ア 学校統合

要検討基準を下回り、将来的に児童・生徒数の減少が不可避であると見込まれる場合は、近隣の学校との統合により、小規模化の解消を図る必要があります。学校統合に当たっては、児童・生徒の教育環境の充実を中心に、保護者や地域住民等の学校関係者と教育上の課題や街づくりを含めた将来ビジョンを共有し、十分な理解と協力を得ながら進めていく必要があります。

また、単に統合により適正規模を確保するだけでなく、統合校に児童・生徒を受け入れる環境を整備するためには、学校改築や長寿命化工事の時期に合わせて適正規模を実現し、教育環境の充実を図ることが望ましいと考えられます。

中学校においては、隣接校と一定の距離があることから、例えば小学校の統合により生じる学校跡地を活用し、旧小学校を統合後の新中学校として改築することなどにより、学校統合を検討していく必要があります。

学校統合を実施する際には、児童・生徒が環境変化に対応できるよう、統合前に統合予定校の児童・生徒同士の交流を行う、学習や生活に関するルール、指導方針・基準等について統合対象校間で調整することも重要です。

イ 通学区域の見直し

小規模校の通学区域を拡大し、近隣校の児童・生徒を編入する方法については、一時的には小規模化の解消が可能となりますが、児童・生徒数の減少が続く状況下においては、更なる通学区域の拡大を図ることとなります。

区全体の人口が減少し、少子化が進む中、通学区域の変更により適正規模を維持していくことは持続可能性の観点からも容易ではありません。そのため、小規模化に対応するための通学区域の変更は、隣接校で児童・生徒数が適正規模を上回るなどの状況にあり、かつ、両校が統合した場合の学校が適正規模を大きく上回ってしまう場合などに検討を行うこととします。

(2) 大規模校

ア 通学区域の見直し

区内には、再開発など街づくりの進展により人口の増加が見込まれる地域があります。再開発ビル内の高層マンションへの転入により、入居開始時点で児童・生徒数が増加しますが、10 数年経過すると減少に転じる傾向も見受けられます。通学区域の境界が大規模集合住宅に近接している場合は、小規模校を解消し、学校規模を平準化する契機と捉え、通学区域を変更することも検討します。

しかし、通学区域を変更してもなお児童・生徒数の増加に対応できない場合には、校舎の増築や改築を検討する必要があります。

イ 校舎の増築

児童・生徒数の増加が見込まれ、通学区域の変更だけでは対応できない場合は、改築のタイミングにあわせて既存校舎よりも教室数の多い校舎を整備することを検討します。しかし、各学校により用途地域等の諸条件が異なるため、増加が見込まれる児童・生徒数を受け入れることができる施設が必ずしも整備できるとは限りません。

そのため、場合によっては、敷地内に仮設校舎を設置するといった対応が必要となります。

2 取組に当たっての留意点

(1) 地域とともにある学校づくり

地域コミュニティの核としての性格を有する小・中学校の統合の適否の判断は、行政が一方的に進めるものではなく、関係者の理解と協力を得て行わなければなりません。そのためには、保護者や地域住民と危機意識や課題認識、将来ビジョンを共有するプロセスが重要となります。特に、統合によって新しい学校づくりを行うような場合は、保護者や地域住民が新しい学校に何を望むのか、十分な対話を経て新しい学校の教育目標やカリキュラム編成の基本方針づくりを行うなど、地域と学校が両輪となって学校づくりのプロセスに取り組めるようにすることが必要となります。

また、学校統合を地域の街づくりの契機と捉え、旧学校の活用については地域の課題を踏まえて必要な施設整備を行うことや、学校の第二校庭として運動会などの学校活動や地域のイベント、部活動の拠点として活用することも考えられます。

これらの検討を行うために、適切な協議・調整体制を整備し、可能な限り保護者や地域住民の意向が反映できるような工夫を講じることが望ましいものと考えられます。

今後、区内の各地域において児童・生徒数の現状や人口推計の見通しを保護者や地域の学校関係者を通じて情報提供し、地域全体でより良い学校づくりに向けて考えることができる体制を整備する必要があります。

(2) 通学路の安全確保

学校の統合や通学区域の見直しに伴い、児童・生徒の通学路の変更が見込まれることから、交通事故や不審者による犯罪の防止等のための取組を行う必要があります。

具体的には、通学路の安全点検を実施し、要注意箇所の把握・周知を徹底するとともに、児童・生徒の登下校について、シルバー人材センターの配置や地域の学校関係者による見守り体制を確保することが必要です。

また、警察や区長関連部局と連携して、スクールゾーンの再設定やカーブミラー、横断歩道、防犯カメラについても整備を行うことが考えられます。

(3) 通学距離

学校の適正配置に当たっては、児童・生徒の通学条件を考慮することが必要です。国は通学距離について、小学校で概ね4 km以内、中学校で概ね6 km以内としていますが、それ以外の明確な基準はありません。

現在、葛飾区では小・中学校ともに自転車通学を認めていませんが、適正配置を検討する場合には、現状の通学距離を考慮しながら、児童・生徒にとって通学が過度な負担とならないように留意する必要があります。

参考資料

1 葛飾区学校適正規模等検討委員会設置要綱

葛飾区学校適正規模等検討委員会設置要綱

4 葛教総第81号
令和4年4月18日
教 育 長 決 裁

(設置)

第1条 葛飾区立学校（以下「学校」という。）の適正規模等に関する方針の策定において必要な事項を検討するため、葛飾区学校適正規模等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、葛飾区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提言する。

- (1) 学校の適正規模等に関する方針の策定に関する事項
- (2) その他学校の適正規模等に関する方針の策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、教育長が委嘱し、又は任命する次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 葛飾区立小学校校長及び副校長
- (3) 葛飾区立中学校校長及び副校長

2 前項各号に掲げる者の人数については、教育長が別に定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱及び任命の日から第2条の規定による提言が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の委員会への出席を求め、意見を聴取し、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、葛飾区教育委員会事務局教育総務課において処理する。

- 2 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月18日から施行する。
(葛飾区学校適正規模等検討委員会設置要綱の廃止)
- 2 この要綱は、第2条の規定による提言が終了する日限り、廃止する。

2 葛飾区学校適正規模等検討委員会委員名簿

	氏名	所属等	区分
委員長	天笠 茂	千葉大学 名誉教授	学識経験者
副委員長	加藤 崇英	茨城大学 教授	学識経験者
委員	伊藤 進	花の木小学校 校長	葛飾区立小学校校長
	沢田 秀夫	青戸中学校 校長	葛飾区立中学校校長
	福多 信仁	高砂小学校 副校長	葛飾区立小学校副校長
	新井 幸雄	水元中学校 副校長	葛飾区立中学校副校長

3 葛飾区学校適正規模等検討委員会検討経過

開催回数	開催年月日	検討内容
第1回	令和4年5月18日	(1) 葛飾区立小学校・中学校の現状について (2) 葛飾区学校適正規模等に関する方針（構成案）について
第2回	令和4年7月27日	(1) 方針の策定について (2) 小・中学校を取り巻く状況 (3) 葛飾区における学校適正規模の考え方 (4) 学校適正規模を維持していくための取組
第3回	令和4年9月2日	(1) 将来人口の推計について (2) 適正な学校規模の検討について (3) 学校適正規模に向けた取組の方向性について
第4回	令和4年10月21日	(1) 学校の適正規模について (2) 学校の適正配置について (3) 学校適正規模を維持していくための取組について
第5回	令和4年11月〇日 (書面開催)	(1) 葛飾区学校適正規模等に関する方針（案）について